

甲 人 推 第 96号
令和5年(2023年)8月9日

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 真山 達志 様

甲賀市長 岩永 裕 貴



諮 問 書

甲賀市人権尊重のまちづくり条例第9条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

第1号

パートナーシップ制度の導入について

諮問理由

6月に成立・施行されましたLGBT理解増進法第5条において「地方公共団体における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する施策の実施」が求められております。

また、甲賀市人権に関する総合計画の第4章「人権施策の展開方向―その他さまざまな人権問題」に、「性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進する」と記載されており、性的マイノリティの人々に対する理解度を深める必要があります。

こうしたことから、全ての市民の基本的人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性及び価値観を理解し、認め合えるまちとするため、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する制度であるパートナーシップ制度の導入について、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会のご意見を求めるものです。